

「重要事項説明書【低圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>全般 及び 2.問合せ先及び受付時間 電話：<u>03-6805-5323</u>（平日 10 時～17 時）</p> <p>5.料金単価及び料金算定方法 (1) 料金は、基本料金、従量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、標準プラン及び RE100 プランの従量料金は電気需給約款に定める電源調達費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>7.延滞利息 お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。<u>詳細は、電気需給約款 第 24 条（延滞利息）をご参照ください。</u></p>	<p>全般 および 2.問合せ先及び受付時間 電話：<u>03-6277-5441</u>（平日 10 時～17 時）</p> <p>5.料金単価および料金算定方法 (1)料金は、基本料金、従量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、スタンダード、再エネ 100 およびプレミアム RE100 の従量料金は電源調達費調整額を加えたものといたします。</u> (4)<u>Green Direct スタンダード・Green Direct 再エネ 100・Green Direct プレミアム RE100 の従量料金は、JEPX スポット価格(※)に連動するため、市場価格が下落した場合には電気料金が低減し、市場価格の高騰時には電気料金が高額となる可能性があります。</u> <u>※JEPX スポット価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、当該一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマ毎のエリアプライスを指します。</u></p> <p>7.延滞利息 お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受ける場合があります。<u>詳細は、電気需給約款 第 24 条（延滞利息）をご参照ください。</u></p>

「重要事項説明書【低圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>8.違約金 <u>お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、電気需給約款に基づき、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けま</u> <u>す。</u></p> <p>14. 契約期間 (2)契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社的一方から相手方に対する意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、通知した条件で自動延長されるものとします。なお、当該通知は原則毎年12月末日までに通知いたします。</p> <p>17. RE100プランの電力の特徴 <u>(1)「RE100プラン」については、再生可能エネルギーの電気およびFIT電気に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。</u> <u>(2)インバランス発生や修繕、事故、系統からの出力抑制依頼などやむを得ない場合には、再エネ比率が100%とならないこともありますが、その場合でも証書によりCO2排出係数ゼロの実質的な再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。</u></p>	<p>8.違約金 <u>お客さまが電気工作物の改変、電流制限器または契約主開閉器等を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、電気需給約款にもとづき、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けま</u> <u>す。</u></p> <p>14. 契約期間 (2)契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社的一方から相手方に対する意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、通知した条件で自動延長されるものとします。なお、当該通知は原則毎年12月末日までに通知いたします。</p> <p>17.「再エネ100」・「プレミアムRE100」の電力の特徴 <u>(1)再エネ100</u> <u>再生可能エネルギーの電気およびFIT電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。</u> <u>(2)プレミアムRE100</u> <u>RE100基準に適合した再生可能エネルギーの電気およびFIT電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、RE100基準に適合した</u></p>

「重要事項説明書【低圧】」新旧対照表

現行(2025年4月1日実施)	改定後(2026年4月1日実施)
<p>19.需給契約の変更 当社は、電気需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款の内容およびその効力発生時期をウェブサイトまたは電子メール等の電磁的方法でお知らせいたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。</p> <p>20.その他 電気使用量および電気料金のお知らせ、電気需給約款、契約締結前の供給条件等の各種説明、契約締結後の契約条件通知書面等は、書面での交付に代えて、ウェブサイトまたは電子メール等の電磁的方法により交付いたします。</p>	<p><u>再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHGプロトコル新基準にて検討されている時間単位での再エネ供給（アフリーマッチング）も実施いたします。</u></p> <p><u>※この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。</u></p> <p>19.需給契約の変更 当社は、電気需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款の内容およびその効力発生時期を Web サイトまたは電子メール等の電磁的方法でお知らせいたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。</p> <p>20.その他 電気使用量および電気料金のお知らせ、電気需給約款、契約締結前の供給条件等の各種説明、契約締結後の契約条件通知書面等は、書面での交付に代えて、Web サイトまたは電子メール等の電磁的方法により交付いたします。</p>

以上